



フレッシュ生衛信州 令和6年9月号

生活組合は、消費者利益を擁護し、地域生活を支えます

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（生衛法）に基づき、理容、美容、クリーニング、旅館・ホテル、一般飲食、鮎、麺類、料理、社交飲食、公衆浴場、興行場(映画館)、食肉販売など17業種の生活衛生同業組合（生衛組合）が設立されています。生衛組合は、地域密着の生活衛生業の自主的団体として、業界の振興発展を目指して活動しています。

【消費者の利益を擁護】生衛組合は、消費者・利用者に安全・安心のサービスが提供されるように、営業者に対して各種の指導・支援事業を実施しています。

【行政の活動に協力・支援】安心・安全のサービスの提供が確保されるよう、生衛組合は、講習会等の実施により行政の活動に対する協力支援を実施しています。

【業界の振興・発展を図る】生衛組合は、都道府県組合とその中央組織の全国連合会があり、所属地域における業界代表として、行政等に対する諸活動を実施しています。

【地域の暮らしを支える】超高齢社会を迎え、高齢者に対する生活支援サービスの提供は、ますます重要となっています。生衛組合は、将来を見据えた生活衛生業を支援する活動を実施しています。

【組合員の経営と利益を守る】生衛組合は、全国的なネットワークが構築され、組合員になると組合が実施する様々な事業の特典が受けられます。

インターンシップ事業を行いました

生衛組合では、生衛業界の後継者の育成などを目的に、小中学校や高校生を対象に、インターンシップ事業を行っています。

7月29日、長野県理容生衛組合が、長野県理容会館（松本市）で理容の体験学習を開催しました。当日は県内各地から、中学生4名、高校生1名、社会人1名が参加されました。オリエンテーションでは、理容業の仕事の内容や注意点、接客の基本などについて説明がありました。そのあと、カット、パーマ、カラー、シェービングに分かれて、講師と参加者がほぼ1対1で説明を受けながら体験。約30分ごとに入れ替わり、すべての内容を体験しました。参加者からは、「いろいろな体験ができ楽しかった。」「難しいことも多かったけれど、興味を深められた」「将来やってみたいという気持ちが強くなった」などの声が寄せられました。若手の理容師を中心とした指導で会話がはずみ、参加者は理容の仕事に一層関心を深められた様子でした。



「生活衛生同業組合意見交換会」を開催しました

8月23日、長野市のホテル国際21で、各組合の理事長らが出席して生活衛生同業組合意見交換会を開催しました。最初のテーマは「衛生水準の確保・向上事業について」。11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」の取組は、今年11年目となりました。この取組を中心に意見交換を行い、各組合から提出された衛生水準の確保・向上事業行動計画が承認されました。

2番目のテーマは、「生衛組合の活性化等について」。

日本政策金融公庫長野支店の斎藤国民生活事業統轄からは、創業支援、事業承継支援の実績や、コロナ関連貸付の融資後の状況などについて説明をいただきました。

指導センターからは、組合員数が純増となった全国の生衛組合における増加要因などを紹介。その後、組合加入を進める上での現状や課題などについて活発な意見交換が行われました。各組合から、県や公庫に具体的な要望なども伝え、有意義な意見交換会になりました。



「Sマーク」は安全・安心のしるしです！

Sマーク（標準営業約款制度）は、消費者・利用者を守るために法律で定められた制度です。この制度にもとづいて、厚生労働大臣が認可した約款に従って営業している県下の「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」では、店頭や店内に「Sマーク」を掲げており、安心と安全を約束する「信頼のできるお店」といえます。

Sマークの「S」は3つのSの頭文字です。

Safety	安全であること
Standard	安心であること
Sanitation	清潔であること

未加入店の事業主の方は、ぜひ加入をご検討ください。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター
電話：026-235-3612



専門家による無料相談をご利用ください

長野県生活衛生営業指導センターでは、生活衛生関係営業者の皆様からの幅広い相談に、専門家が応じる無料相談を実施しています。（生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業）

1 相談の実施内容

専門家（中小企業診断士・社会保険労務士・税理士・弁護士・行政書士等）及び経営指導員が相談に応じます。相談は無料です。

相談内容 ①国・県の支援施策の利用・申請
②生活衛生貸付等の融資
③デジタル化、税制、事業承継
④その他経営に関することなど

2 申込期限

令和6年11月29日（金）まで

3 申込方法

「[専門家による無料相談会申込書](#)」に必要事項を記入し、FAX、郵送等で申し込んでください。相談内容を確認し、相談日時・会場等を調整します。

チラシ・申込書 <https://www.seiei.or.jp/nagano/tirashimoushikomi.pdf>



問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

〔一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会〕

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp